

# 説明資料

平成 27 年 7 月

## 消防庁の業務・組織①

### 消防庁

- 職員数(定数) 170名  
(本庁133名、施設等機関37名)
- 予算(H27当初)  
・・・ 142億20百万円(一般会計)

### 市町村

#### 常備消防

消防本部(750本部)を設置し、市町村の常勤一般職の消防職員(16万1,244人)により消防事務に従事

- ※一部の山間部や島嶼部など31町村で常備消防が設置されていない。
- ・消防本部数、非常備町村数は平成27年4月1日現在

#### 非常備消防

消防団(2,221団)を設置し、市町村の非常勤特別職の消防団員(86万4,347人)により消防事務に従事

- ・消防団数、消防団員数は、平成27年4月1日現在
- ・消防職員数は、平成26年4月1日現在

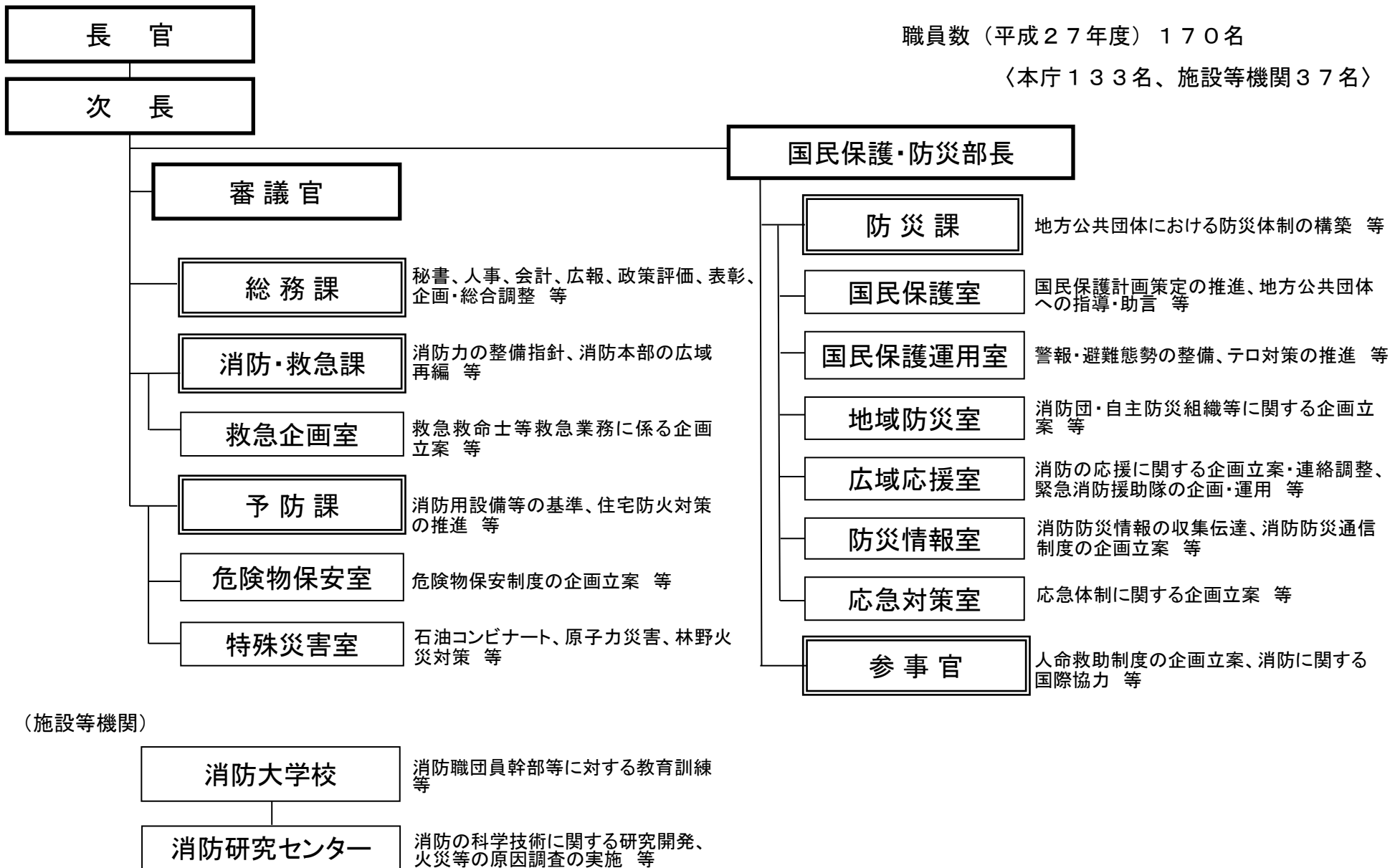
※市町村消防費の平成25年度決算額は、1兆9,931億円

- ・消防機関(常備・非常備消防)は、市町村(1,718団体)の組織＝市町村消防の原則
  - \* 都道府県は消防学校の運営や消防防災ヘリコプターの運航等を行っている。(都道府県防災費の平成25年度決算額は1,245億円)
- ・消防庁では、制度の企画・立案業務や市町村消防への支援・指導業務等を実施。

# 消防庁の業務・組織②

職員数（平成27年度）170名

〈本庁133名、施設等機関37名〉



# 消防の歴史

	常備消防	消防団	主な災害
(戦前) 明27. 2. 9		消防組規則制定 (消防組発足)	
(施行) 昭14. 4. 1		警防団令制定 (警防団発足、消防組解消)	
(戦後) 昭22. 4. 30		消防団令公布 (消防団発足、警防団解消)	
(施行) 昭23. 3. 7	消防組織法制定 (警防業務)	↓	(死者及び行方不明者)
(施行) 昭23. 8. 1	消防法制定 (+予防業務)	(昭和26年、消防組織法 に位置付け)	昭和34年 伊勢湾台風 (5,098名)
(施行) 昭37. 7. 10	災害対策基本法制定 (+防災業務)		昭和39年 新潟地震 (26名)
(施行) 昭39. 4. 10	(救急業務法制化)		昭和57年 ホテル・ニュージャパン火災 (33名)
(施行) 平16. 9. 17	国民保護法制定 (+国民保護業務)		平成 5年 北海道南西沖地震 (230名)
	自治体消防制度65周年	消防団120年	平成 7年 阪神・淡路大震災 (6,437名)
			地下鉄サリン事件 (12名)
			平成13年 新宿歌舞伎町ビル火災 (44名)
			平成16年 新潟県中越地震 (68名)
			平成17年 JR西日本福知山線列車事故 (107名)
			平成19年 新潟県中越沖地震 (15名)
			平成20年 岩手・宮城内陸地震 (23名)
			平成23年 東日本大震災 (21,613名)

# 緊急消防援助隊

## 大規模な火災・事故・災害の場合

### 緊急消防援助隊

大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保

(平成27年4月1日現在登録状況 4,984隊)  
→平成30年度末 6,000隊を目標

#### 【創設の経緯等】

- ・ 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設
- ・ 平成15年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊を法律上明確に位置付け、消防庁長官の指示による派遣が可能に

市町村長から連絡

被災県知事からの応援要請

消防庁長官の求め又は指示

緊急消防援助隊の出動  
(被害の程度により出動県を拡大)

・特に必要と認めるとき  
・都道府県知事と連絡ができない場合

## 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

### ○全国合同訓練

南海トラフ地震や首都直下地震のような国家的な非常災害の発生に備え、平成7年から5年に1度実施。第5回緊急消防援助隊全国合同訓練は、平成27年11月13日(金)～14日(土)に、千葉県において、実施予定

### ○地域ブロック合同訓練

平成8年度から全国を6ブロックに分け、ブロック単位で毎年訓練を実施。平成27年度も各ブロックで訓練実施予定



## 緊急消防援助隊の出動実績

○発足から20年間で28回の出動

○内訳:地震災害15回、風水害(土砂災害を含む。)7回、  
タンク・工場等火災3回、火山災害2回、列車事故1回

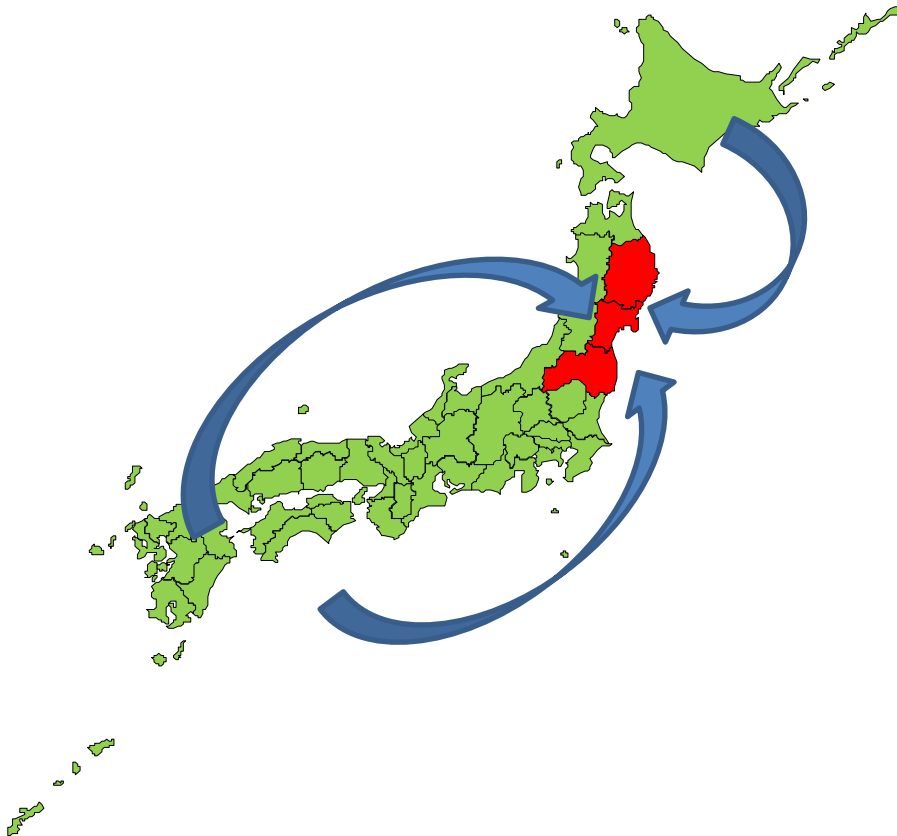
＜緊急消防援助隊が出動した最近の災害＞

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動延べ隊数
東日本大震災	21,176名	H23.3.11～6.6	88日間	31,166隊
平成25年台風第26号伊豆大島土砂災害	39名	H25.10.16～10.31	16日間	479隊
平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	74名	H26.8.20～9.5	17日間	694隊
御嶽山噴火災害	63名	H26.9.28～10.15	18日間	約900隊
長野県北部を震源とする地震	—	H26.11.23	1日間	22隊

# 緊急消防援助隊による東日本大震災での活動

- 地震発生直後から、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県の3県に向けては、これら被災県以外の44都道府県の緊急消防援助隊の出動を指示（指示に基づく出動は初めてのこと）
- 平成23年3月11日から活動終了の6月6日までの88日間における派遣人員数は、約3万人
- 航空部隊は、人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火、救助、救急活動等に従事し、現在までに把握している救助者数は5,064人（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。）

全国の緊急消防援助隊が被災県へ応援出動



## <福島第一原子力発電所事故における活動>

・ 総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原子力発電所への東京消防庁の出動の要請(3月17日夜)  
(消防庁長官から東京消防庁消防総監に出動要請)



・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が緊急消防援助隊として出動し、福島第一原子力発電所3号機の使用済核燃料プールに対する海水での放水を実施(3月18日～20日)

・ 総務大臣から大阪市長、横浜市長、川崎市長、名古屋市長、京都市長、神戸市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請(3月18日～22日)  
(消防庁長官から各市消防局長に出動要請)

・ 東京消防庁の指揮支援のもと、これら消防本部が交代しながら継続して、同プールに対する放水を実施

## 東日本大震災の被害状況と消防の活動等

### 被害の概要（平成27年3月1日現在）

人的被害				住家被害				火災発生件数			
	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県		うち岩手県	うち宮城県	うち福島県		うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死者：19,225名	5,123名	10,530名	3,461名	全壊：127,830棟	19,107棟	82,993棟	21,691棟	330件	33件	137件	38件
行方不明者：2,614名	1,129名	1,255名	226名	半壊：275,807棟	6,606棟	155,126棟	76,290棟				
負傷者：6,219名	211名	4,145名	183名	一部破損：766,671棟	18,874棟	224,176棟	165,029棟				

消防職員	死者・行方不明者：27名	消防団員	死者・行方不明者：254名
建物被害（全壊、半壊又は一部損壊）	消防本部・消防署：143棟、分署・出張所：161棟	建物被害（使用不能）	消防団拠点施設（詰所等）：447箇所
車両等被害	車両：86台、消防艇：2艇、*県防災ヘリ1機	車両等被害	車両：250台

### 被災県内の消防機関の活動等

- 地元消防本部では、津波警報の伝達や住民の避難誘導、消火、救助、救急等の対応を実施したほか、県内の消防本部等と連携した活動を実施
- 地元に密着した消防団では、これらの活動のほか、津波警報の伝達や水門閉鎖等の水防活動も実施
- 県内消防本部の応援活動も多くの県で行われ、主な被災3県においては、内陸部から沿岸部の消防本部に対して応援活動を実施  
消防団についても、内陸部から沿岸部の市町村に対しての応援活動が行われ、延べ1,400人以上の消防団員が出動

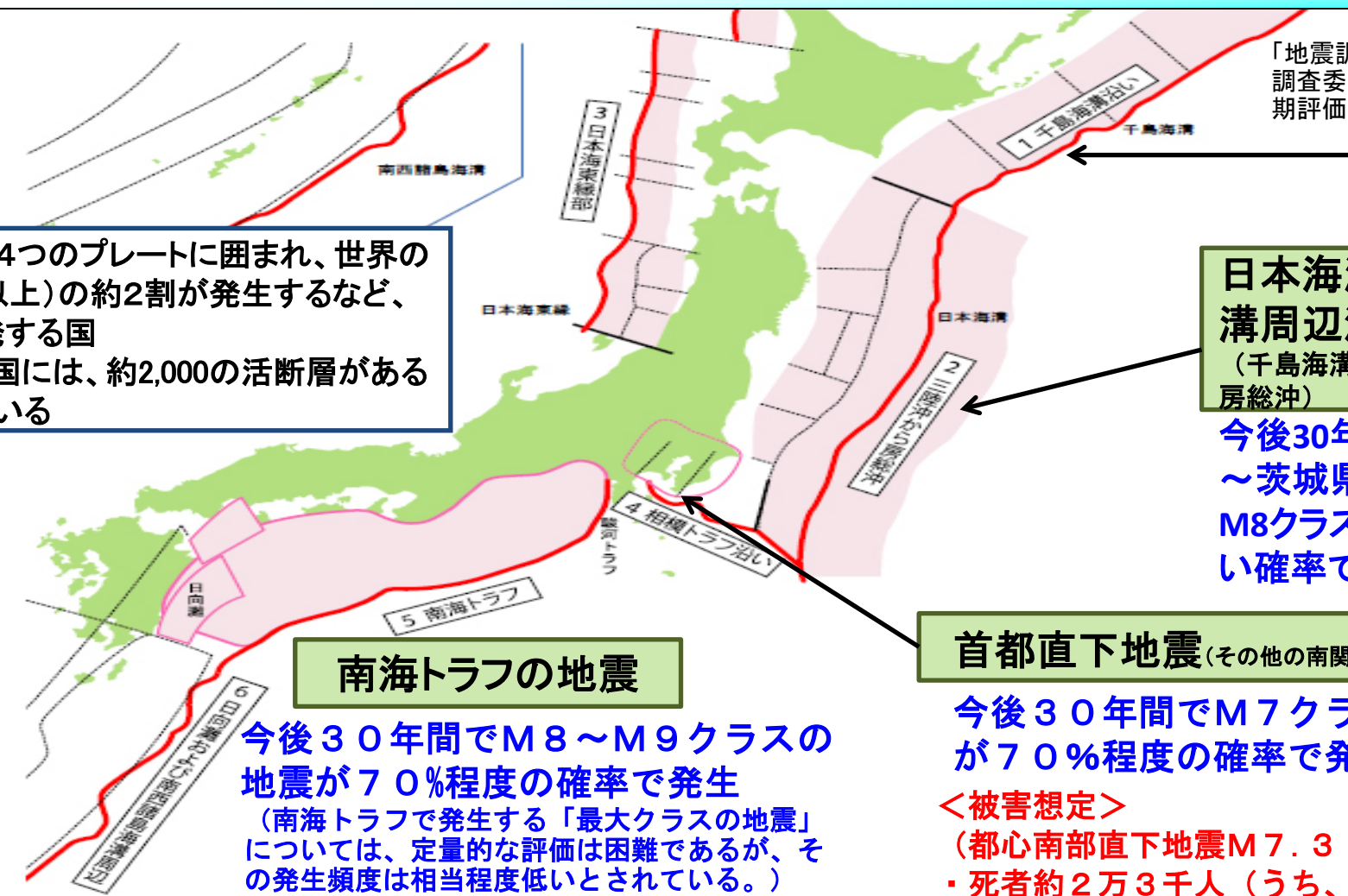
#### <消防本部等による救助活動の具体例>

- ・ 岩手県山田町船越小学校における孤立者約200人
- ・ 宮城県女川町の5地区における孤立者約630人
- ・ 宮城県気仙沼市の3地区における孤立者約600人

# 発生が懸念される主な大規模地震

「地震調査研究推進本部 地震調査委員会」海溝型地震の長期評価等より作成

我が国は、4つのプレートに囲まれ、世界の地震(M6以上)の約2割が発生するなど、地震の多発する国  
また、我が国には、約2,000の活断層があるといわれている



**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**  
(千島海溝沿い、三陸沖から房総沖)

今後30年間で根室沖～茨城県沖までM7～M8クラスの地震が高い確率で発生

**首都直下地震**(その他の南関東の地震)

今後30年間でM7クラスが70%程度の確率で発生

- <被害想定>  
(都心南部直下地震M7.3(最大値))
- ・死者約2万3千人(うち、火災による死者約1万6千人)
  - ・経済被害約95兆円

**南海トラフの地震**

今後30年間でM8～M9クラスの地震が70%程度の確率で発生

(南海トラフで発生する「最大クラスの地震」については、定量的な評価は困難であるが、その発生頻度は相当程度低いとされている。)

- <被害想定(M9.1(最大値))>
- ・死者約32万人
  - ・経済被害約220兆円

いつ発生するかわからない地震災害に備え、災害対策の拠点となる消防庁舎については、緊急防災・減災事業債(起債充当率100%、交付税措置率70%)の事業期間である平成28年度までの耐震化に取り組むようお願いいたします。



## 緊急消防援助隊の即応体制の強化

### 「緊急消防援助隊基本計画」の改定について（H26-H30の第3期計画）

東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、緊急消防援助隊の登録目標数(H30)を6,000隊に大幅増隊。

- 総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（「基本計画」）を策定（消防組  
法 § 45、財務大臣協議）。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。

第1期計画（H16-20）	目標	3,000隊	
第1期計画の期中改定（H18）	目標	4,000隊（+1,000）	
第2期計画（H21-25）	目標	4,500隊（+500）	平成26年4月：4,694隊が登録
第3期計画（H26-30）	目標	6,000隊（+1,500）	平成27年4月：4,984隊が登録
- これまでの基本計画の推移

### 第3期計画のポイント

- 南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な消火・救助・救急体制を確立する必要。
- 大規模火災、倒壊家屋からの救助、広域医療搬送を行うため、消火、救助、救急の主要3部隊を増強。  
主要3部隊 4,230隊（+1,100隊）（内訳 消火+800隊、救助+50隊、救急+250隊）
- 大規模地震時等の石油コンビナート災害等への対応力を充実強化する必要。
- 特殊災害対策に特化した、精鋭部隊として「ドラゴンハイパー・コマンドユニット（エネルギー・産業基盤災害即応部隊）」を  
新設。（H30までに全国に12部隊配備）
- 迅速に被災地に先遣出動させるため「統合機動部隊」を全国に50部隊新設。（指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後  
方支援小隊等の隊員約50名で構成）
- 長期活動をバックアップする後方支援体制を強化することとし、拠点機能形成車両等の配備等により、全国で後方支援小隊  
（5名）を160隊増隊。（増隊後790隊）
- 自衛隊、警察等の連携も含めた、通信体制を強化するため、全国に50隊の「通信支援小隊」（5名）を新設。

# 市町村の消防の広域化の推進

## 1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化
- 救急等に関する住民ニーズの変化
- 少子高齢社会、人口減少時代に突入

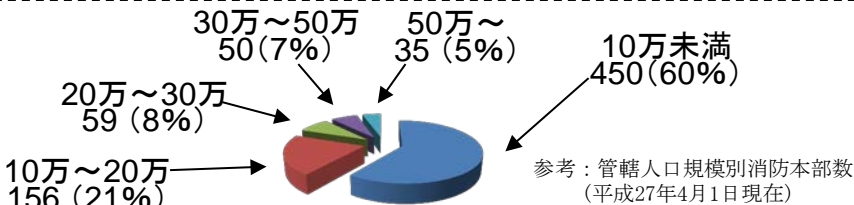
- ◎ 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性
- ◎ 消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要

## 2 消防本部の現状

- 平成6年以降、市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少

平成3年 936 → 平成6年 931 → 平成19年 807 → 平成27年 750  
(各年4月1日の数値)

- 管轄人口10万未満の小規模な消防本部が未だ多数存在



## 3 広域化の実績(平成27年4月1日現在)

- 実績:平成18年消防組織法改正以降、39地域で広域化が実現

- ※例 ① 奈良県広域消防組合 (管轄人口約91万人)  
平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化  
② 埼玉西部消防局 (管轄人口約78万人)  
平成25年4月1日に4消防本部(5市)が広域化

- 今後の見込み:7地域で期日を明らかにし、広域化に向けた協議が進展

## 4 現行の消防の広域化の推進スキーム

- 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
  - ・消防本部の規模の目標は、おおむね30万以上とすることが適当。
  - ・平成24年度までを目途に広域化を実現。

- 平成25年4月1日「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
  - ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで延長
  - ・消防本部の規模の目標を、おおむね30万以上から、地域の実情を十分考慮することへ
  - ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

## 5 重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見、その他地域の実情を勘案して、都道府県知事はその判断により行うもの  
(平成25年4月1日付 消防消第70号 長官通知)
- 重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり(基本指針)
  - ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
  - ② 「広域化の気運が高い地域」

## 6 消防庁の今後の取組

- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望調査を実施し、派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進
- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について重点的に財政支援

# 消防団の現状

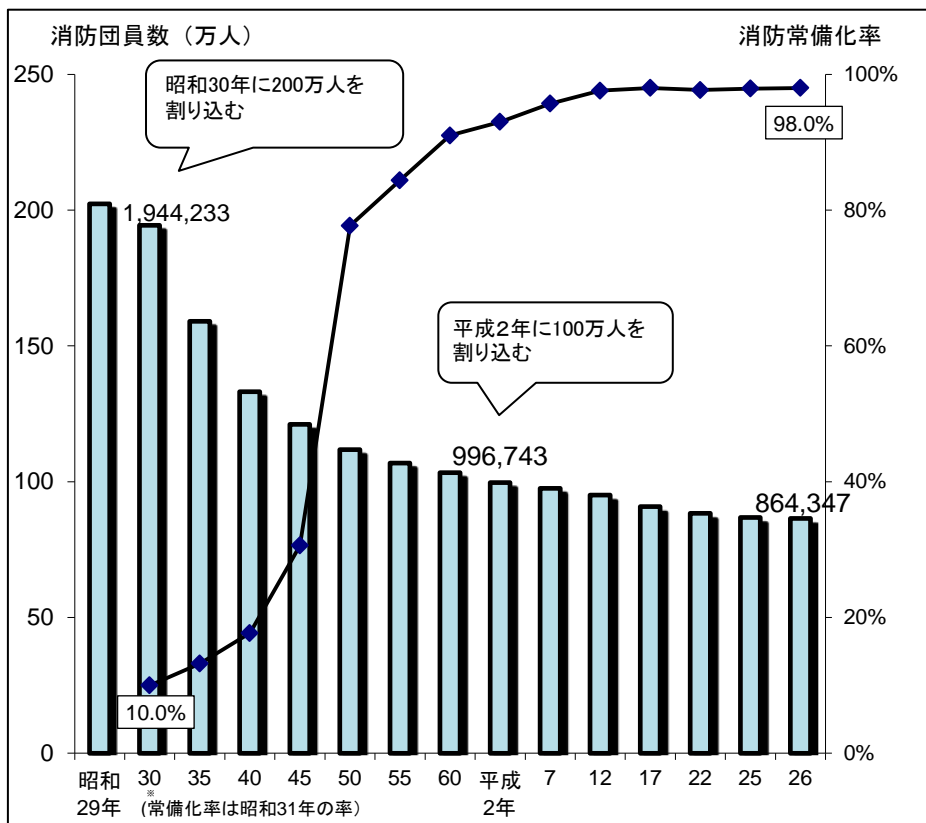
## ◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(他方、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

## 1 消防団・消防団員の現況 (平成26年4月1日現在)

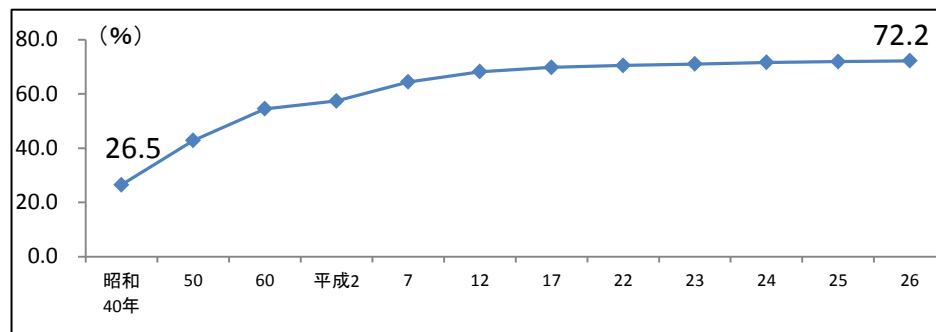
○消防団数:2,221団(全国すべての市町村に設置)    ○消防分団数:22,560分団    ○消防団員数:864,347人(前年度より4,525人減少)

## 2 消防団員数と消防常備化率の推移



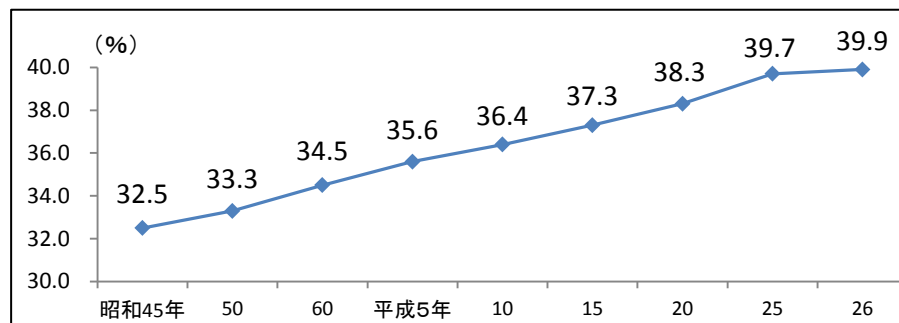
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成26年4月1日現在で約86.4万人と戦後一貫して減少

## 3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は72.2%

## 4 平均年齢の推移



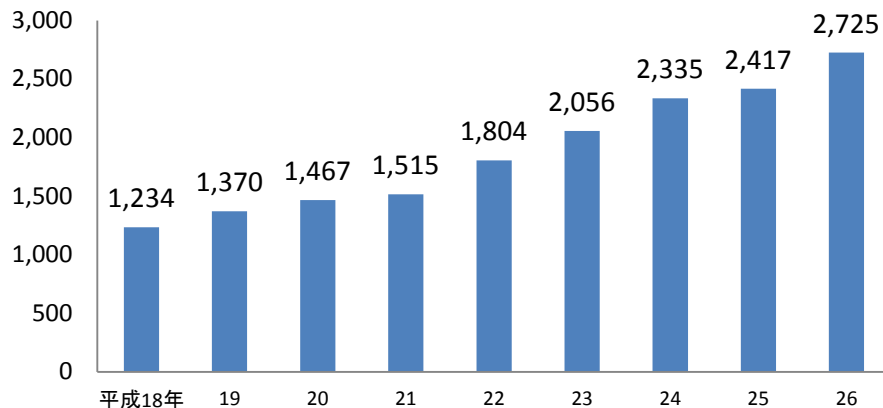
消防団員の平均年齢は、平成26年4月1日現在、10年前の37.4歳に比べ2.5歳上昇し、39.9歳

## 5 職業構成及び就業形態の状況

平成26年4月1日現在

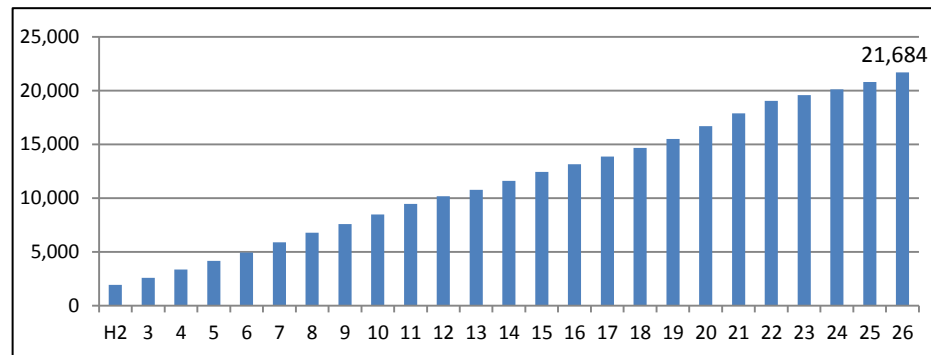
	職業構成					就業形態				
	国家 公務員	地方 公務員	農協・ 公社等	日本 郵政	その他	被用者	自営 業者	家族 従業者	その他	うち 学生
団員数(人)	2,873	61,428	28,598	5,728	765,720	624,259	108,903	74,441	56,744	2,725
構成割合	0.3%	7.1%	3.3%	0.7%	88.6%	72.2%	12.6%	8.6%	6.6%	0.3%

## 7 学生団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は2,725人であり、前年度より308人増加。学生の消防団員数は年々増加

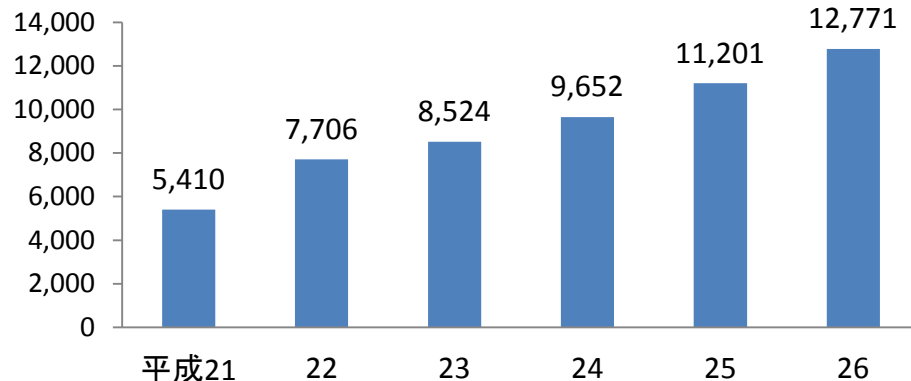
## 6 女性消防団員数の推移



女性消防団員数は21,684人で全体の約2.5%であり、前年度より899人増加。女性消防団員数は年々増加

## 8 機能別団員数の推移

※H23の岩手県、宮城県及び福島県のデータはH22の数値  
※H24の福島県のデータはH22の数値



機能別消防団員：能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員（予防広報団員、大規模災害対応団員、職団員OB団員等）

機能別団員数は12,771人で、前年度より1,570人の増加  
機能別団員制度の導入や拡大により、年々増加

# 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

## 1. 目的・基本理念等

(平成25年12月13日施行)

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1~3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

## 2. 基本的施策

### (1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
  - ・意識の啓発(9条)
  - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
  - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
  - ・消防団員の処遇の改善(13条)
  - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
  - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

### (2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

# 消防団の充実強化に向けた消防庁の最近の取組

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年12月13日施行)
- ・消防庁に「消防団充実強化対策本部」を設置(平成25年12月24日)
- ・第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(平成26年7月3日)



## 【消防団への加入促進】

- 女性や若者等の入団促進
  - ・総務大臣書簡(地方公共団体長宛)を發出し、女性や若者をはじめ、在勤者や地方公務員の入団促進を働きかけ(平成27年2月13日)
  - ・消防団員が増加した消防団に総務大臣感謝状を贈呈予定
  - ・大学生等の就職支援するため、学生消防団活動認証制度を創設(平成26年11月28日)
  - ・女性や若者等の入団促進を図るため、新たにモデル事業を実施(平成27年度当初予算)
- 被用者の入団促進
  - ・総務大臣書簡(経済団体宛)を發出し、従業員及び自衛消防組織構成員の入団促進、消防団活動がプラスに評価される仕組み、採用時の積極的評価について働きかけ(平成27年2月)
  - ・消防団員が特に多い消防団協力事業所に対する総務大臣感謝状の贈呈及び経済団体との意見交換を予定
- 地域防災力充実強化大会
  - ・消防団を中核とした地域防災力充実強化大会を実施(平成26年8月29日)
  - ・東西において地域防災力充実強化大会を新たに開催(平成27年度当初予算)




## 【消防団員の処遇の改善】

- 報酬
  - ・無報酬団体については、平成27年度に解消される見込み(平成26年10月1日現在15団体)
  - ・決算ベースの平均単価が25,512円(H24)から25,855円(H25)に改善
  - ・特に年額報酬1万円未満の市町村(53団体)に対し引上げを要請

	交付税単価	現実の平均単価	
年額報酬 (一般団員)	36,500円	25,512円 ※H24決算	25,855円 ※H25決算



## 【地方財政措置の拡充】

- 特別交付税の拡充
    - ※消防団数が標準団員数より2倍以上有する市町村に対する報酬に係る特別交付税措置
- 
- ・上限措置額1,000万円を撤廃
  - ・前年に比して実員数が増加した市町村を新たに算定対象とするよう拡充。  
※平成26年度3月交付分から

## 【装備・教育訓練の改善】

- ・消防団の装備の基準の改正(平成26年2月7日)を踏まえ、集中的・計画的な装備の改善を働きかけ
- ・救助資機材搭載消防ポンプ自動車配備
  - ・平成26年度補正予算(15億円) → 100市町村程度へ配備
  - ・平成27年度当初予算(3.6億円) → 18消防学校へ配備
- ・実践的な教育訓練を行うため、教育用DVD及び教育用冊子を作成(平成26年12月26日)
- ・消防学校の教育訓練の基準の改正(平成26年3月28日)を踏まえ、標準化を図るとともに実践的な訓練の実施を働きかけ

## 第27次消防審議会

# 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(H26.7.3)について

### <中間答申の位置付け>

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

### <主な提言内容>

#### 消防団への加入促進

##### 被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1720団体内中約670)に対する制度導入の徹底 ※ 交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村(1719団体内中455)において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

##### 女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

##### 大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

##### シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

#### 地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

#### 地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

# 主な火災の状況 [昭和40年代以降]

	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社会福祉施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
	H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設
	H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
	H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	7	社会福祉施設
	H25. 8	福知山市花火大会火災	3	56	—
	H25.10	福岡市有床診療所火災	10	5	診療所
H27.5	川崎市簡易宿泊所火災	10※5/26現在	18※5/26現在	宿泊所	

○昭和40年代～昭和末期には、ホテル、百貨店等で多数の犠牲者を伴う火災が発生。

○最近は、比較的小規模な施設・事業所等における火災の人的被害が顕著。



# 石油コンビナート等における災害対策の推進

## 1. 最近の石油コンビナートにおける事故について

○石油コンビナートにおける事故件数は、平成6年から増加傾向に転じ、ここ数年来200件規模という高い水準で推移しており、近年では、次のような重大事故が発生している。

年月	都道府県	内容	死傷者数
平成23年11月	山口県	塩ビモノマー製造施設の爆発火災事故	死者1名
平成24年4月	山口県	レゾルシン製造施設の爆発火災事故	死者1名負傷者21名
平成24年9月	兵庫県	アクリル酸製造施設の爆発火災事故	死者1名負傷者36名
平成26年1月	三重県	多結晶シリコン製造施設の爆発火災事故	死者5名負傷者13名
平成26年9月	愛知県	コークス製造施設の爆発火災事故	負傷者15名

## 2. 3省の連絡会議について

○平成26年1月に発生した三重県四日市市の三菱マテリアル(株)の爆発火災事故等を受けて、内閣官房を中心に消防庁、厚生労働省、経済産業省の局長クラスの連絡会議において、事故防止対策の報告書を取りまとめた(平成26年5月)。

○ 事業者や業界団体が取り組むべき事項及び危険物等の関係団体等で策定した「危険物等事故防止安全憲章」を踏まえ、3省連名で事業者の保安向上への取組促進と行動計画策定をコンビナート関係の業界団体に要請。

○ 「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議<sup>※2</sup>」を設置して、上記取組を促進

※2 消防庁、厚生労働省、経済産業省の審議官クラスで構成(平成26年5月16日に設置、平成26年6月24日・9月17日・3月27日に開催)

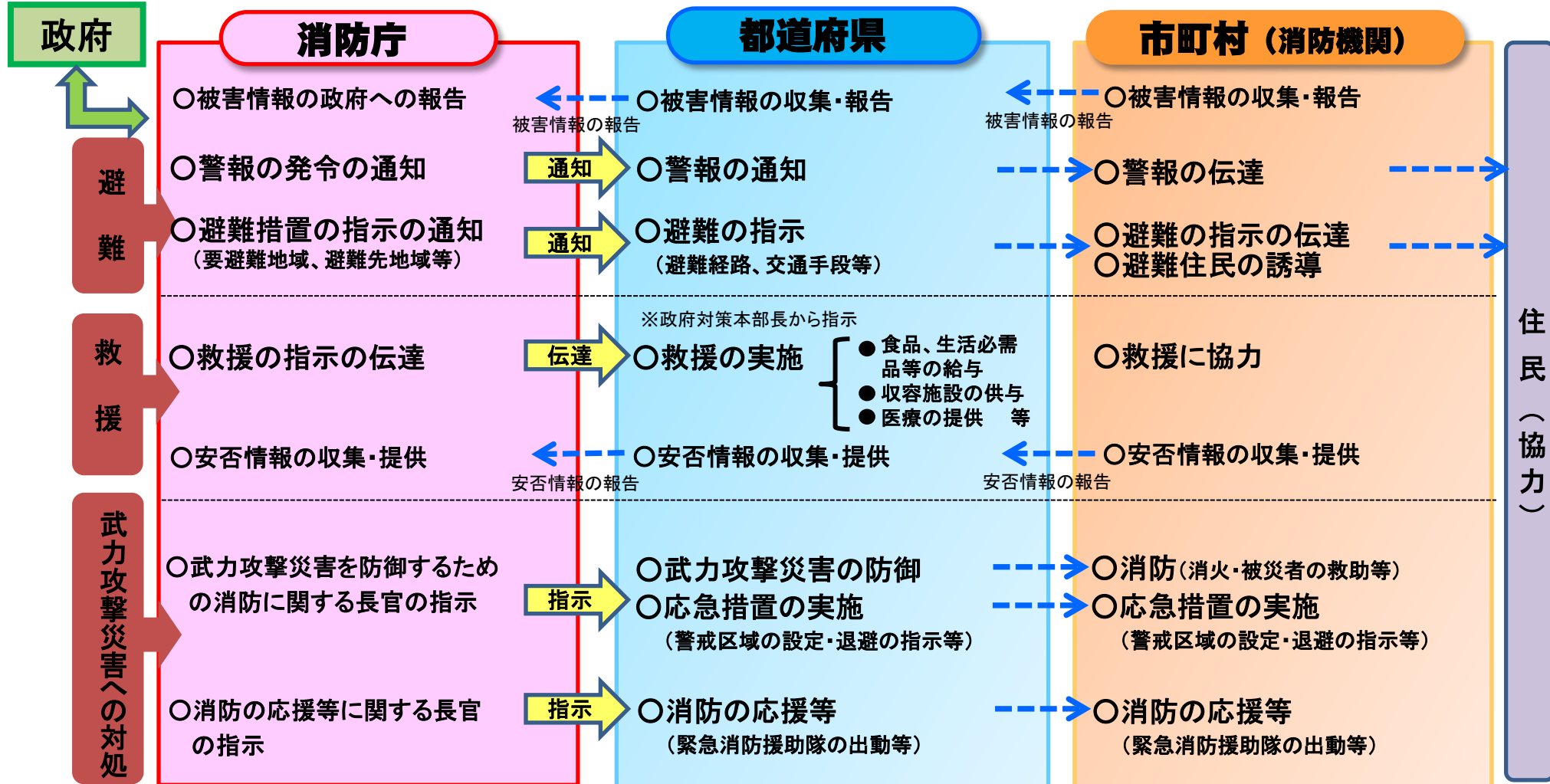
## 3. 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストの実施について

○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能や士気を向上させるため、技能コンテストを行い、優良な操作技能等を有する組織を総務大臣表彰

石油コンビナート等の防災体制の充実強化

# 国民保護法に基づく消防庁の主な役割

- 都道府県又は消防機関から被害情報を収集し、政府へ報告
- 避難：政府が発出する「警報の発令」及び「避難措置の指示」を総務大臣名で都道府県に通知
- 救援：政府が発出する「救援の指示」を都道府県へ伝達  
都道府県から報告される安否情報のとりまとめ及び国民からの照会に対する回答
- 武力攻撃災害への対処：武力攻撃災害の防御及び消防の応援等に関する消防庁長官の指示の発出



# 平成27年度 消防庁予算の概要

H27当初

174億51百万円

一般会計 142億20百万円 (対前年度 15億41百万円増、12.2%増)  
復興特別会計 32億31百万円 (対前年度 6億57百万円減、16.9%減)

参考：平成26年度補正予算 25億12百万円、  
平成27年度当初予算と平成26年度補正予算の合計額 199億63百万円

## 南海トラフ地震・首都直下地震等の災害に備えた国民の命を守る消防防災行政の推進

H27当初  
142.2億円

H26補正  
25.1億円

### <主な事業>

#### (1) 緊急消防援助隊、常備消防力の充実強化

##### ○緊急消防援助隊の大幅増隊、活動体制の充実強化及び連携活動能力の向上

緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両)45.0億円、消防救急無線のデジタル化4.0億円、拠点機能形成車両2.4億円、津波・大規模風水害対策車両1.2億円、広島市土砂災害や御嶽山噴火災害を踏まえた緊急消防援助隊の災害対応力の強化(②補正5.9億円)緊急消防援助隊の全国合同訓練の実施1.4億円、消防防災・危機管理センターの情報収集能力向上15.6億円

##### ○消防の広域化等による常備消防の充実強化等

消防の広域化、女性消防職員の能力の更なる活用に向けた取組推進及び救急救命体制の整備・充実等2.3億円(②補正1.2億円)

74.4億円

7.1億円

#### (2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防団への若者・女性等の加入促進(消防団活性化モデル事業、地域防災力充実強化大会、地域防災リーダー育成事業等)2.7億円、消防団の装備・訓練の充実強化(救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車の無償貸付)3.6億円(②補正15.0億円)、耐震性貯水槽や地域防災拠点施設・退避壕・退避舎等の消防防災施設の整備15.8億円(②補正3.0億円)

22.1億円

18.0億円

#### (3) ICT・G空間による地方公共団体の防災・危機管理体制の高度化

防災・危機管理体制・業務の共通基盤化・標準化0.2億円、全国版防災アプリの整備に向けた調査・検討0.1億円

10.8億円

#### (4) ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等(エネルギー・産業基盤災害対策)

ドラゴンハイパー・コマンドユニットの中核となる特殊車両(エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム)の配備4.0億円、無人ヘリの配備0.2億円、エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発2.3億円

9.5億円

#### (5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた大都市等の安全・安心対策

大型除染システム搭載車0.4億円、国民保護共同訓練0.9億円、119番通報の多様化0.8億円

2.2億円

#### (6) 火災予防対策

火災予防の実効性向上、違反是正推進による安全・安心の確保1.3億円

1.3億円

## 被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

32.3億円

— 億円

消防防災施設災害復旧費補助金24.3億円、消防防災設備災害復旧費補助金4.7億円、緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)0.3億円、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金3.0億円

※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

## 消防審議会答申・意見一覧(中間答申除く。)

【未定稿】

	答申名	答申年月日
1	消防制度改正に関する答申	昭和32年10月10日
2	市町村の消防に必要な人員及び施設の基準に関する答申	昭和35年8月25日
3	消防機関の行う救急業務に関する答申	昭和37年5月4日
4	危険物品に対する保安規制の改善について	昭和42年12月6日
5	石油コンビナート地帯の災害対策について	昭和42年5月23日
6	超高層建築物及び地下街の防火対策について	昭和42年11月8日
7	東京地方(関東地方南部)における大震火災対策に関する答申	昭和45年3月23日
8	林野火災対策について	昭和44年11月11日
9	石油パイプラインの保安対策について	昭和46年11月1日
10	石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見	昭和48年12月13日
11	百貨店等の防災対策に関する意見	昭和49年1月30日
12	「消防力の基準」の改正に関する答申	昭和50年3月19日
13	地域の安全防災体制を確立するための方策に関する答申	昭和55年6月13日
14	消防団の活性化についての意見	昭和60年7月23日
15	消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方に関する答申	平成元年3月20日
16	消防体制・消防力の充実強化に関する意見	平成元年11月24日
17	消防業務協力者に対する補償範囲のあり方に関する答申	平成6年3月3日
18	消防力の基準に関する答申	平成11年3月18日
19	小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申	平成13年12月26日
20	国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策に関する答申	平成14年12月24日
21	消防防災分野における現下の諸課題への対応方策に関する答申	平成15年12月24日
22	消防力の整備指針に関する答申	平成16年12月28日
23	市町村の消防の広域化の推進に関する答申	平成18年2月1日
24	大規模地震に対応した自衛消防力の確保に関する答申	平成19年2月7日
25	大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申	平成20年2月15日
26	消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申	平成21年2月9日
27	東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申	平成24年1月30日
28	東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申	平成25年6月11日

# 第26次消防審議会答申（平成25年6月）の概要

## 東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方について

### 1. 緊急消防援助隊等の出動計画や受援体制等のあり方

- 南海トラフの巨大地震や首都直下地震のような巨大災害に対しては、緊急消防援助隊の拡大も視野に、体制の強化を図るとともに、想定される被害規模に即した出動計画の整備が必要。
- 出動体制の整備のみならず、航空部隊の受け入れに係る地上支援をはじめとした、受援体制に関する計画の整備が必要。その計画に基づき、車両・資機材等の受援側への整備及びその手法の検討が必要。
- 災害時の情報収集・共有のため、通信手段の整備やICT×G空間（地理空間情報等）を活用し被害シミュレーションを行う技術の開発・導入等が必要。

### 2. 予防・救急等個別事務の共同処理のあり方

- 市町村消防の広域化を原則としつつ、広域化に時間を要する地域においても、次善の策として、個別事務の広域的対応を推進することが必要。
  - ・ 消防指令業務：共同運用の推進による広域的な消防指令システムの整備、人員配置の適正化等
  - ・ 救急業務：円滑な搬送・受入のためのICTを活用したリアルタイムでの情報共有等
  - ・ 予防業務：業務量の増加に対応するための事務委託や消防本部間の職員派遣等

### 3. 多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応のあり方

- 豪雪や火山災害などに対しては、地域の実情に応じて異なる対応がなされている現状を踏まえ、以下のような対応が必要。
  - ・ 消防の任務の範囲について、それぞれの地域で、「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえて、検討し、地域防災計画等で明確化。
  - ・ 消防の任務とされたものについては、資機材整備や教育・訓練等を推進。

## 第27次消防審議会

# 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(H26.7.3)について

### <中間答申の位置付け>

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

### <主な提言内容>

#### 消防団への加入促進

##### 被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1720団体内中約670)に対する制度導入の徹底 ※ 交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村(1719団体内中455)において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

##### 女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

##### 大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

##### シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

#### 地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

#### 地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進